

平成 15 年度第 1 回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時	平成 15 年 7 月 14 日（月）午後 6 時 30 分～8 時 30 分
場 所	石狩市役所本庁舎 3 階庁議室
出席者	佐藤会長、志摩副会長、北村委員、酒井委員、佐藤（豊）委員、辻委員、野委員、能村委員、服部委員、吉田委員 （池川委員、門谷委員、近藤委員、佐藤（幸）委員、山田委員は欠席）
傍聴者	2 人
議 題	平成 14 年度市民参加手続の実施・運用状況の評価について【諮問】 一層の市民参加推進に向けての建議について
資 料	資料 1 平成 14 年度市民参加手続の実施状況 資料 2 H 14 制定（改正）条例・規則等一覧（市民参加手続関連） 資料 3 H 14 策定（改定）計画等一覧（市民参加手続関連） 資料 4 審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況 資料 5 パブリックコメント手続の実施状況 資料 6 市民参加手続参加者アンケート結果 資料 7 市民参加手続の要否等についての相談事例（H 14 分） 資料 8 平成 14 年度市民参加手続に関する議会質問・答弁の状況 資料 9 市民参加手続に関する市民意見 資料 10 市民参加制度に関する市職員アンケートの結果 資料 11 市民意見の積極把握をした事例（平成 14 年度） 資料 12 H 14 年度市民の声を聴く課に寄せられた「提言」 資料 13 検討を要すると思われる市民参加手続の事例

1. 開会

○会長：それでは今年度第 1 回目の石狩市市民参加制度調査審議会を開催したいと思います。今日は 11 人の方が出席予定で、門谷さん、近藤さん、佐藤幸枝さん、山田さんの 4 名の方から欠席する旨連絡をいただいております。池川委員はまだいらっしやらないようですが、追っ付けまいるだろうと思います。

本日は「平成 14 年度市民参加手続の実施・運用状況」について諮問があるというふう
に伺っております。これは市長さんの方から諮問をいただくと伺っております。

2. 諮問

○会長：只今いただきましたが、内容は3行ほどしかございません。「平成14年度市民参加手続の実施及び運用状況について、石狩市行政活動への市民参加推進に関する条例第28条第3号の規定に基づき貴審議会の意見を伺います」という諮問をいただきました。

市長さんの方からご挨拶よろしいでしょうか。

○市長：皆さん今晚は。お忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、改めて厚くお礼を申し上げます。只今14年度の市民参加手続の実施・運用の評価などについて諮問をさせていただきました。お手元に配布されている資料にその仔細な内容が入っておりますが、14年度は45案件、58の手続を行いました。しかし実際1年以上経過して、多いに市としても反省すべき点、例えば多くの市民の皆様からその制度は高い目的意識を持ちながら、一方で市の職員は全然その本質論を理解していないのではないか、あるいは市民の皆様には知らせるという基本的な姿勢が欠落しているのではないかと、PR不足ではないかなど様々な意見が出されております。私は敢えて反論するわけではないですが、全くそのとおりだと思いつつも、一方で私たちは市民に知らせる、知っていただくということは当然必要なことだと思っておりますが、市民の皆さんも学ぶ義務があるのではないかとということも同時に言わせていただいております。知らなかったことが何か非常に全て市がいけないのだという発想は私たちは基本的にそのことは甘んじて受けざるを得ないですが、本当にそうなのかということも含めて、この制度や市が今目指しているところを十分知っていただければとそのため努力はしていかなければならないと思っております。

今回様々な形でご評価をいただくことになりました。そのことはご忌憚のない意見をいただくことがこの制度をさらにレベルアップすることになるのではないかと考えております。また、今日私どもは様々な制度や出来事にチャレンジし、その場面にぶつかりながら、右往左往しながら行政を進めております。例えば市民参加の形で進むべきである合併問題などについて、正に私どもはそのつもりでやっているんですが、市民不在の合併論議をどんどん進めるという支配的なマスコミの評価というものに対して、いささか私は反論を申し上げたいのですが、かようにチャレンジすることが本質的に本当に多くの皆さんに理解されていないという悔しさを持っていますが、めげず懲りず何回でもこういう形でチャレンジをしていきたいというふうに思っております。皆様のご忌憚のないご意見をたまわりますよう心からお願い申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○会長：どうもご苦労様でした。それでは市長さんが退席されます。

それでは引き続き進行してまいりたいと思いますが、本日の終了時間は8時30分を目途にしております。できるだけ多くの委員皆様方からご意見を伺いたいと思いますので、余り長めの発言をなさらないように、発言は何回でもしていただけてけっこうですが、1回の発言を5分前後程度にさせていただけると色々な方がご発言できると思いますのでよろ

しくお願いいたします。それと、すでに皆さんにご挨拶があったかと思いますが、事務局の方に人事異動がございました。これは事務局の方でご紹介いただければと思います。

○事務局：それでは私どもの方からご説明を申し上げます。7月2日付けの異動で、佐々木参事が企画調整課長に転出いたしまして、代わって納谷参事が後任となりました。

○会長：それではそれぞれ一言ずつご挨拶をいただきます。

○佐々木課長：佐々木でございます。どうもこの審議会発足以来これまで皆様方には大変お世話になりました。どうもありがとうございました。14年度の評価についての熱のこもった審議をこれから聞けないことが心残りではございますけど、新しい担当が企画調整課ということで、今市長が申しました合併の市の窓口となります。ですから本当のこれからの石狩市の市民参加を合併というテーマを使いながら実践していく立場となったわけがあります。そういうことで、15年、16年度の市民参加の評価で罰点印を付けられないようがんばりたいと思いますのでこれからもよろしくお願いいたします。

○会長：ありがとうございました。それでは引き続きお願いします。

○納谷参事：佐々木参事の後任の納谷雄治と申します。ここに来る前は経済部の企業誘致室の方におりました。未熟ではございますが、がんばってまいりたいと思いますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

3. 資料説明

○会長：どうもありがとうございました。それでは議事を進めてまいりたいと思います。

本日は資料がたくさんございます。配布されました資料の説明を事務局の方から先ずはいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○事務局：それでは本日の配布資料の説明をさせていただきますが、過日委員の方の一人から、「当審議会の資料は事前配布されている。事務局説明が長くなると実質的な審議時間が無くなる」というご意見がございました。本日は可能な限り短めに説明をしてまいりたいと存じます。

今回の配布資料は表紙を除き63ページとなっております。そこで冒頭からお詫びでございますが、誤字・脱字等取りきれないものがございまして、先ずその部分を修正させていただきますと存じます。

15ページでございます。一番上段、「1区画40㎡と50㎡」と書いているところです

が、意見の欄で「採用せず」というのがございます。この部分の語尾が「採用しました。」と「た。」が抜けてございますが、「採用しました」ということです。

次でございますが、ずっとあとの方の57ページの資料13になります。検討を要すると思われる市民参加手続の事例であります。この中の(2) グランドプラザ条例云々、この部分でございますが、事例概要の一番下、かっこ書きで資料の引用を行っておりますが、「資料5及び資料6の No. 7の相談事例参照のこと」と書いておりますが、正しくは「資料6のところを資料7」でございます。引用箇所がまちがっております。

次の58ページでございますが、減免規定の標準パターンということで表を掲げてございます。表上段の(2) スポーツ少年団というのがございますけれど、そのあと「ことも会」と書いておりますが、「こども会」の誤りです。訂正させていただきます。

訂正箇所は3ヶ所でございます。

それでは2ページに戻っていただきまして、「資料1 平成14年度市民参加手続の実施状況」ということでございますが、この表の一番右側に参加者ということで、当該手続に参加した参加者数、例えば審議会ですと審議会の委員数とか、ワークショップであればその参加延べ人数等を掲げさせていただいております。次の3ページになりますが、その末尾に集計を取ってございますけど、市長の挨拶にもございましたが、平成14年度につきましては45案件、58手続について市民参加手続を行ってございます。これに参加された参加者数、延べ人数でございますが、約1300人弱ということでございます。

なお、この手続の内容別の内訳は一番下の表のとおりでございますけども、例えばパブリックコメント9案件に対して参加者23名ということでございますが、その他が793名となっております。この中で多いものとしては介護保険説明会が開催されてございまして、これが441ですとか、あるいは通学区域変更予定地区住民の意見を聴く会が125名参加、こういうものが多くなっております。

次でございますが、4ページの「資料2 昨年度制定・改定された条例・規則等」はトータルで申しますと183本ほどございましたが、ここでリストアップしているのは、そのうち市民参加手続関連のものでございます。条例等の名称を太字で表記させていただいて、矢印以下に主な変更規定をまとめてございます。その考え方に則りますと、条例が18本、規則が39本、要綱、要領、基準等まとめて掲載してございますが、これが6本、計63本が市民参加手続に関連するものです。備考欄には関連する手続、例えば審議会であれば審議会の名称、それからさらに条例施行規則の条項、市民参加手続を不要と判断した場合のその条項を載せてございます。なお、問題があると思われる部分については黒三角印を付しておりますけれども、これにつきましては一番最後の方の資料13で簡単にご説明させていただきたいと思っております。

次に資料3、7ページでございますけども、今度は「14年度に制定、改定された計画等の一覧」でございます。14年度は12の計画等が策定、改定されています。この場合は矢印以下につきましては検討経過についての記述をしてございます。何時の時点で審議

会等から答申を受け、それに対してどのような、例えば市長決定をしたのか、そのようなことを記載しております。

次に資料4、8ページでございますが、ここでは「審議会等の会議予定の公表、会議録の作成と傍聴の状況」について1枚の表にしてまとめてございます。この表がかなり続きまして11ページでございますけど、網掛け部分は公開会議の予定公表をしなかったケースがございまして、この状況を事務局、担当部局別に見ますと、件数的に見ますと教育委員会の生涯学習部が10件のうち5件会議を公表しなかったということでございます。また、これを率で見ますと、審議会等の会議開催数は少ないものの、市民部は50パーセントが公表していないということになっています。

次に、こういった審議会等の会議予定の公表を公表媒体別、あい・ボードなのかホームページなのかという観点で見ますと、ホームページが開会の約12日前、あい・ボードが9日前。あと、審議会開催後会議録を作成することが条例上義務付けられていますが、それを情報公開コーナーで公表するために備え付けするまでに要する日数は平均で約1ヶ月半を要してございます。

傍聴者数については何度も御議論をいただいておりますが、審議会の1回開催当たり0.81人となっております。

次に資料5、12ページでございます。「パブリックコメント手続の実施状況」ということで、このうち(1)グランドプラザの件と(2)市民農園の件、これにつきましては昨年度の第1回審議会と同じものを資料提供して、同じものを掲載させていただいておりますので、実質的な説明は15ページ目からとなります。(3)の公共施設使用料の改定及び新設ということで、1回目の審議会の時にはこんな意見が出ていますよということだけお示ししておりましたけれども、今回はその検討結果についても16ページ以降に載せてございます。

このテーマにつきましては意見提出者1人、件数1件となっております。その下(4)でございますが、これは事業評価(試行)の作業中間報告。これにつきましては3人から23件の意見をいただいております。この中には個別事業評価に関するものと事業評価全般についての意見がございました。これはかなりボリュームがありますので、説明を割愛させていただきまして、19ページでは石狩勤労者総合スポーツ施設、通称サンビレッジいしかりでございますが、その譲渡受け入れについてパブリックコメント手続を行った結果でございます。6人から10件の意見が寄せられてございます。次の20ページ、(6)のごみ減量化計画の策定について、これにつきましては意見提出者1人、意見等の件数は1件でございます。具体的な意見の内容については次のページのとおりでございます。それと、あと(7)、(8)、(9)とパブリックコメント3件実施してございますが、(9)の部分については年度をまたぐ案件でございましたけれど、これにつきましては残念ながら意見提出はございませんでした。21ページの一番下の表のところ全体に総括表と言いますか、意見の提出状況、何人から何件ということと、その大事なことでございますけれ

ど、意見等の反映状況ということで、採用されたものないしは反映されたといってもいいと思いますけども、これが69件のうち24件、今後検討するということで方向性を示して保留したものが14件、それから不採用等と書いてございますが、これには採用しませんでしたというもののほかに単純な質問等が含まれてございます。これが31件という状況になってございます。

次の22ページ目からは資料6としまして「市民参加手続に参加された方々に対するアンケート調査の結果」ということで、代表的な審議会等とパブリックコメント手続についての結果を示してございます。先ず、審議会等でございますが、非常に資料ボリュームが多かったと思いますけど、総括表ベースで説明をさせていただきますと、アンケート項目のうち、事務局からの資料ないしは説明、それから審議内容の充実度、答申内容の満足度、答申に対する市の検討結果、その満足度などの項目は一応5点満点で評価しますと、平均3点以上のスコアをいただいております。

また、審議会等の委員、回答者ということでございますが、自由意見表記として多かったものとしたしましては、先ず委員の選任等について、報酬を引き下げてもよろしいのではないかというような意見ですとか、次のページになりますけど、公募制に対する、当審議会にも公募の委員の方いらっしゃいますが、それについて非常によろしいという意見、あるいはそれをもっと拡大すべきだといった意見、それから中には委員の資質に関する意見もちょうだいいたしております。

さらに、審議会制度そのものにつきましては、発言機会の均等化を図るべきではないか、審議会の審議いただく守備範囲に対するご意見、審議会開催前に事前情報を提供してくださいなどといった意見がございました。

24ページからは詳細データでございますが、これもかなりボリュームがありますので、本日は説明を省略させていただきたいなと思います。39ページでございますが、「市民参加手続への参加者アンケート」ということで、パブリックコメント手続の意見提出者アンケート結果を簡単な表にまとめてお示ししてございます。これはパブリックコメントに対する意見提出そのものが少ない、当然回答率ということもございますので、サンプル数も限られてございますが、全体の傾向を見ますと、手続実施や市の原案を広報で知っている、意見提出の方法と、現在は1ヶ月で運用していますが、その期間は現行どおりでよいという傾向が伺えるかと思えます。ここで注目していただきたいのは、設問の9、今後もパブリックコメントに意見を出すかという問いに対しまして、テーマによっては考えるを含めますと、意見提出者は比較的パブリックコメントに意見を提出するリピート性が高いのではないかとことがうかがえるかと思えます。

次はアンケート表を参考までに載せていただいておりますが、41ページになります。

市民参加手続の要る、要らないについての相談事例でございますが、実は庁内各課の方から私ども市民参加担当の方に日常的に様々なこういった相談が寄せられてございます。

そのやりとりの主なものを14年度分に限ってお示しているのがこの資料でございます。

す。これについてはお読みいただいていると思うので、次の資料説明をさせていただきますが、職員からどのような相談がなされたかにつきまして、資料8としましては、44ページになりますけど、「この手続・制度に対して議会からどのような質問をいただいて、それに対してどのような答弁したかの」という資料でございます。これが3枚ほどでございます。市民参加手続の関連部分のみを抜粋して掲載させていただいております。

次は48ページでございます。3段組の表が載っておりますけど、これは「市民参加手続に関する市民意見」で、他に色々な重複意見の部分を除いて、純粋にその市民参加手続に関する市民意見として寄せられたものとして3つございました。記載のとおりでございます。

次に資料10、49ページでございますけど、市長のご挨拶にもございましたが、「市職員の意識がどのようになったか」をデータとしてお示ししているのがこの資料でございますけれど、先ず回答率は19.8パーセント、2割弱。次の欄に書いてございますけど、手続に関わった者と、そうでない者は44、43ということでほぼ同数となっております。

設問の3といたしまして、市民参加手続のプラス効果としてどんなものがございますかということ複数回答で尋ねましたところ、多いものを見ますと、十分な情報提供と情報共有ができたというのも19.8パーセントございますが、議会・市民等への説明が容易になる、あるいは決定に対するお墨付が得られたと回答した者が非常に多くなってございます。

この辺りの認識につきましては、条例の第3条でございますが、基本原則を謳ってございますが、その第2項では行政活動への市民参加は行政活動を行うに当たり、市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならないとの規定がございます。

ですから、お墨付的な意味でプラス効果を判断しているということは、この辺の理解がまだまだなのかなとの感じをいたしております。

なお、同じく条例の第3条第1項関連で申しますと、ここでは費用対効果をいっておりますが、費用対効果については次の設問ですか、Q4ですね。市民参加手続のプラス効果とコストの比較についてということで、3分の1の回答職員が効果はコストを下回ると回答しております。

次の50ページのグラフでございますけれども、関わった職員、関わっていない職員と回答者属性別にまとめているものなんですけど、総じて、市民参加についての考え方は積極化傾向がうかがえます。51.3パーセントの人間が積極化したと答えているわけですから、積極化傾向はあるものの、関わった職員の方が積極化率が少なく、また、反って消極的になっている。少なくともアンケートの結果ではそのようなデータが出てございます。

次でございますが、53ページ、資料11、条例第26条の「市民意見の積極的な把握」、その関連資料としてお示ししているものですが、14年度のアンケート、説明会、意見交換会の状況をリストアップしたものがこのデータでございます。

これはご覧になっていただいて、次は54ページ、横使いの表が3ページほど続いてござ

いますけども、これは条例第27条、「市民が自発的に提出した意見」の取扱関連資料として提出したものです。所管課である市民の声を聴く課に寄せられた提言について、どのような提言がなされ、それに対しどのように回答したのかということをもとめてお示ししてございます。

最後でございますが、57ページ、検討を要すると思われる事例ですが、この他にもあろうかと存じますが、一応5ケースを取り上げまして、それぞれ概要と何故この事例を取り上げたのか、選定の視点をまとめさせていただきます。

まず、(1)の通学区域変更につきましては、昨年度の第2回審議会にて詳細資料をお示ししてございます。(2)のグランドプラザ条例は市民意見によらない市の原案の変更、撤回のケースでございます。

(3)は少し複雑ですので、説明を後回しにさせていただいて、58ページ下の(4)農業委員会の指導基準の制定でございますが、これは条例上義務付けされている市民参加手続を経っていないのではないかとござります。(5)標準小作料の設定のケースは条例制定後答申が出ておりますので、答申結果の公表がなされていないといったものです。

また、少し戻っていただきまして、(3)の説明を若干させていただきと思いますが、公共施設使用料の改定及び新設についてでありますけれど、本件につきましては使用料・手数料等審議会に諮問いたしまして、その答申では、減免規定について余り拡大解釈をしないようにとされていたものであります。その意見をいただき、この答申の主旨に沿ってそれぞれの条例施行規則に定めると検討結果の公表をしていたものであります。

その後、条例を議会提案し可決され、教育委員会の方で社会教育関係団体登録要綱を制定し、この登録団体が各条例規則等の減免規定に流用されることになりました。結果として減免対象が答申内容に反して拡大規定をされたという結果でございます。さらに教育委員会に止まらず、同じ公共施設を使って、それに対する減免をするわけだからという理由でもって、市長部局にも波及せざるを得なくなったという事例でございます。

選定の視点にも書いていますが、この要綱自体は団体登録の定めでございますので、手続を要するものではありませんが、事実上使用料に関する一連の体系に属するものであり、この点からすれば、オールインワンセットで市民参加手続が必要ではないのか、そういう考えも成り立つのではないのかと思われまます。非常に悩ましい事例でございます。

以上で、資料説明を終わらせていただきたいと思います。

○佐藤会長：ありがとうございました。只今資料の説明をいただきましたが、引き続き今の資料の細かい点につきまして、何か質問がございましたら、いただければと思います。

このあと、議事としてフリーディスカッションで諮問事項について資料の大きな問題について議論してまいりたいと思っておりますが、差し当たり何か質問ございますか。

○酒井委員：3ページの一番下の方ですが、合計45というのは先ほど説明がありましたようにテーマ別の45案件であろうと思うんですが、この中に、その他縦覧意見書提出の15の数は実際には入っておりませんね。そして参加者は1,295というのが全部含めてでありますけど、その辺不整合を感じますけど、いかがでしょうか。

○事務局：テーマ、案件でございますけど、テーマの教え方は市民参加手続のテーマと区切られている部分を上から1、2、3、4と数えてきますと45のテーマについて行われたということです。1つのテーマについても、例えばパブリックコメントをやる、審議会等でもご審議をいただくということで、複数の市民参加手続を組み合わせることになりますので、手続単位で捉えますと、その数は増えてまいりまして58手続ということでございます。ですから手続ということで捉えますと、縦覧、意見書提出といった手続もカウントしたのが58手続でございます。なお、下の表をご覧くださいと分かりますが、縦覧、意見書提出ということで市民参加手続をしましたが、縦覧には来られるのですが、意見提出がなかったということで、これについては各意見提出がゼロということになってございます。

○能村委員：49ページの資料の10ですけども、この回答率の確認ですが、これは100配って2割の回答だったという意味なのか、それとも市役所全体で2割の人に配ったという意味なのか。

○事務局：回答率ですから、いただいた回答の比率ということでございますが、これは各職員にメールで設問アンケート表をメールに添付して送付しました。しかしメールですと、誰から返ってきたかが分かりますので、嫌だっという方は別に紙で提出してくださいとお願いをしました。市役所の職員は440人ほどいますので、回答者87人を割り返して2割弱という結果です。

○能村委員：2割の方しか協力していない。ちょっとニュアンスが違うんですが。

○事務局：その辺をどう捉えるかということですけど。いい意味がほとんどだと思いますけれども。市民参加手続に職員として関心があって、このような部分についてもすばすばとwindアウトの回答をしてくださる母集団なのかなと思います。

○服部委員：今のに関連して、部長とか課長職は全体で何人位いるのですか。440名の割合が、部長は何人のうち3人になのか、課長は何人のうち18人なのか分かりますか。

○事務局：私が作成いたしましたので、私の方からご回答させていただきます。行政管理

課職員担当に全体の数字を出して欲しいとお願いしたのですが、人事異動でごたごたになってしまい、それっきりになって、記入しないままですら出してしまいました。そのようなことで空欄になっておりますので、あとでここも入れたものを出させていただきたいと思えます。

○佐藤会長：先ほどの酒井委員の質問に対する回答ですが、3ページの1番下のところですが、一番下の表は手続の内容できていますから、合計は45でなくて58になるのですね。そこが違っているという質問だったのですけど。

○事務局：そのとおりですね。

○佐藤会長：あとよろしいでしょうか。他に何かありませんでしょうか。39ページのQ9の横に10とか、8とか、-1とかが記載されていますが。これはゴミですね。

○事務局：データを取った時の集計用の部分のセルデータを消さないで出したものです。

○佐藤会長：あとはよろしいでしょうか。

4. 議事

○佐藤会長：それでは続きまして、以下フリーディスカッションで、諮問事項について審議をしてみたいと思えます。諮問事項といいましても、先ほど読み上げましたように、市長からの諮問は極めて大きな枠組みのものでございますので、一つは実施・運用状況の評価ということでございます。評価の視点いくつかあるかと思えますが、とりあえずは余りにしないで、皆さん今色々な資料を説明いただいた中で、お気付きの点などをお話いただければというふうに思えます。いかがでございましょうか。

特に最後の方の検討を要すると思われる事項を事例という形で事務局の方がお出しになったことなんですけれども、1番、それから2番も若干そうであったかと思うんですが、前回の審議会でも若干議論をいたわけですけど、3番ですね、これはちょっと内容が複雑で、私も未だにすっきりと理解しているかどうか自信がないところなんです、皆さん、いかがでしょうか。

皆さんはお分かりになりましたか。非常にざっくりばらんにお伺いしますと、この使用料・手数料等審議会から答申が出たのに、特にそれほどの説明もなく、この答申内容とは異なる決定をしてしまったというふうに単純化して理解してよろしいでしょうか。

○事務局：要するに市民参加手続を経た案件ですから、必ずしも答申どおりにやる義務は

ありません。でも答申どおりにやらないのであれば、こうこう、こういう理由があるから、こういうふうに、要するに答申とは違った形で決めますよというような検討結果を公表しなければならぬとなっっていますが、このケースで言いますと、答申されたどおり決定しますというふうに言っているながら、実は答申の中にない減免の対象団体をあとから増やしてしまった。それが問題になるのではないかという主旨でございます。

○志摩副会長：それは行政側としては減免規定はある類似例として、どこかが適用されれば連動して減免できると解釈したのではないですか。

○事務局：これまでは必ずしもそういうわけではなかったのですが、今回、使用料などを一斉に改正した裏側の考え方としては、施設ごとにかなり料金も減免もそうですが、ばらつきがあったということです。そういったことは市民の皆さん方が見ても分かりにくいということもありまして、先ず、基本的スタンスとしては、料金設定の考え方や減免の考え方を統一しようということで今回の検討を始めたわけです。そうことで教育委員会が先行してこういうスタイルで決めてしまいますと、今回の検討のスタンスからいって、ほかのところも横並びで決めざるを得なかったということです。

○志摩副会長：当初の答申をした時に、行政はこのような類似例は議会に提案する前に、それも減免しますということをどこかで公表しなければならないわけですね。

○事務局：そうですね。本来であればそうであつたらうということです。

○佐藤会長：それがうまくいかなかった理由はどんなところにあるのでしょうかね。

○事務局：私が担当とやり取りをした限りでは、担当の方では審議会からもらった答申というのは例示にすぎない。減免団体を幾つか載せてはいるが、それはあくまで例示であつて、この例示にないような部分については、これまでのどおりの減免を受けていた団体を同じように拾ったということなんです。これについてはこれまでどおり拾えるだろうという頭が以前からあつたんだろうと思います。事務局の担当は企画財政課ですが、企画財政課のイメージと教育委員会のイメージと食い違ったまま進んでしまったというのが真相のようです。

○服部委員：今の関係なんですけど、議会で議決された後に減免規定が運用みたいので変わったのですね。こういうことがこれからもあるってということですか。教育委員会は別格部隊なのですか。

○事務局：議会では、条例、規則、要綱という一連の役所のルールと言いますと、一番上の条例というところだけを決めます。減免は通常で言うと、細かい話ですので、規則から下の方で決めるよと条例の中で謳います。ですから条例では、減免ではない本当の料金は決めますが、減免のやり方やどんな団体を減免にするのかは議会を通らない規則の中で定めるのが一般的でございます。ですから今回これで問題となっている減免規定は、条例で本当の料金が決まりまして、あと、ただし減免については別に定めてやってよいという条例の規定を受けて規則で決めているのです。

○辻委員：ここまでの問題というのは結構出てくるんだろうと思うんですね、実際やっていると。余り難しく僕は捉えてなかったのですが、会長がまとめてくれたように、要するに例示として審議会の答えが出ていたのか、それとも、これしかしてはいけないと出ていたのか、例示として具体的な減免先が上がっていたのか、例えばということで上がっていたのかという問題ですよ。それはどっちなのでしょう。それは審議会の意思としては、もし認めるとしたら、これだけを認めるという結論を出したのか。そうした場合にはそういう結論がきちんと執行する方に伝わってなかったということなんですね。いやいや審議会も全部が全部とてもでないけれど見られないので、いくつかの例を挙げたのであれば、そこまでまた審議会の審議に戻って、もう1回やらなければならない。つまり、それは実際事務局レベルの裁量なのか、その審議会の主旨に照らして間違っなければならないという問題だという気がするんですね。

○志摩副会長：あくまで、その審議会で減免規定を、規則であれ、それに対して減免しますということを答申したのであれば、それは解釈としては行政側はその件に対しては正しく守る。ただし、一般行政判断としては規則上減免できるんだという別扱いとなるのではないかと思います。

○辻委員：志摩さんのおっしゃるとように、僕も申し上げたのは審議会としては減免していいのはこれだけです。そのところが明確になれば、この問題は限定したものなのに。今の説明がいうように、例えばというような受け止め方に近いですよ。

○志摩副会長：行政が条例で、減免規定は規則でできるとしていることについて答申を受けている。それに限ってできると解釈をしないと、受けた行政側としては手落ちとなるのではないですか。

○辻委員：そういうならば、今いったように審議会が問題にされているように、審議会と違う方向でいくなれば、もう一回審議会を開くかどうかは別にして、少なくとも、こういう理由で審議会の結論と違うやり方をやりますということをいいなさいというペーパーの

とおりとなりますよね。僕はそういう問題だろうと思います。だから、僕は審議会で決めた中身が制限付きの決定なのか、例示的な決定なのか、やる方は例示的な決定だと思ったとっているんですが、今の説明では。

○事務局：これについては審議会の方からこれとこれについては減免ということを出してきたのではなくて、行政側の諮問案の中に、これとこれのみを減免しますよという諮問を出して、それに対して、この運用に当たっては公平性の確保のためには安易にこの規定の拡大解釈を行うことのないよう十分留意するともということ、審議会の方ではこの諮問案に釘を刺したつもりなんです。審議会の方としてこれとこれはという例示的な表現である、それはむしろ諮問案の中に例示的な表現ではなく、これとこれということでピンポイントでお示しして、それについてどういうご意見はございますかということです。

○辻委員：そういうことですね。

○佐藤会長：これはちょっとかなり問題があったということになるかと思いますが。これはたまたま教育委員会という若干市長部局とは違う役所的なところであり、今回は全体として使用料などを統一しようという主旨ですので、これはかなり今後はこのようなことがないようにしないといけなだろうと思います。一番簡単なことですけど。よく分からないのは何でまた教育委員会がどうしてこう増やしたのかということですが。この諮問に当たっては教育委員会は当然関わってますよね。表で言えば、あとから付け加えたのは下線を引いた部分ですね。それを出す前の部分というのは当然教育委員会も関わっているわけですよね。この諮問する前の文章を作る段階で。

○事務局：使用料・手数料等審議会については、事務局として、あくまでも企画財政課の方で担当していただいて、例えば保育料の時もそうでしたけども、個別案件の担当課が使用料・手数料等審議会に付してくれという依頼を受けて審議会事務局が動くわけですから、当然、その過程の中ではこの辺の考え方はどう諮問案としてどうするんだろうか当然協議はされているとは思っています。

○佐藤会長：よけい分からないですね。他に何かございますか。

○服部委員：新しい使用料とかの関係の審議会に出てて、文化協会、体育協会、教育関係、その協会、最初はそれだけだったと思うんですよね。今回その他教育委員会が認めるという、それは今まで使っていたカルチャーセンターなんかも取るようになったので、反対意見というのか、使用料を取られるということに対する反対みたいなのがけっこうたくさん上がって、教育委員会が動いたんではないかと思うんですけど。でも、私たち審議会の中

ではやっぱり余り差を、これだと無料になっちゃうんですね。要するに皆から取りましようって言うのに、無料のところがたくさん増えちゃって、結局、最初の主旨である、皆で使う人は多少でも負担しましょうという主旨に反するような答申としても、だから、もう1回戻ってきて良かったのかな、あともっと結果が余り知らされなかったというか、ということがあるということですね。

○野委員：補足させていただきますけど、当初、減免規定の中に文化協会または体育協会に加盟している団体が使用する場合ということの前提がありまして、その前提というのは文化協会もしくは体育協会がその団体を認めた場合という者に対して減免しましょうということだったんですが、市民活動の中には文化協会、体育協会入ってなくても、それなりに社会貢献している団体があるんじゃないかという意見が途中で出ました。その場合に、例えば教育委員会が独自の判断をして、それに準じた形の団体を行政も判断して、加えた方がいいのではないかというのが途中から出てきまして、それで、こういうような発展形になったんだと思うのですが。私どもとしても、企画財政部が事務局をやっております、結果として、この対象団体が100パーセントとは言いませんが、90パーセント以上超えるような利用者のうち、その占める割合が9割をはるかに超えるようなシェアになってしまっているというような現実が結果としてあるわけです。この団体を教育委員会がどんどん認めていった結果、減免規定というのはある種特殊な団体について減免規定するという考え方が、それが逆転している状態に今なっているというのが非常に私ども事務局を預かった企画財政部としては非常に不満が残っております。したがって、これらについてはやはりある機会にもう1回使用料・手数料等審議会等々でこの取り扱いについてきちっとした説明が必要でないかと思っておりますけど、どう見ても、結果として自然ではないなという気は正直しています。

○佐藤会長：ただ登録要項というのは日付が入っておりますが、後ろの方に付いている資料を読みましても、何でもありということで、やや乱暴に言いますと、どんな団体でもほとんど2条の1号ないし3号に掲げるようなものに合わなければ、3は合えばということなんですけども、もうほとんど5人位集まると、石狩市に住んでいる人が5人以上集まれば、規約とか役員名簿とか、計画書とか、そういうものを作ってしまうと、ほとんど市民は誰でも登録されそうな感じがするんですけど、その辺りはどうでしょうかね。今のお話しですと、使用料を下げた利用する団体のうちの9割以上が実は減免されるということですか。

○野委員：使用料はゼロではないんですが、かなりの部分で、減免をしている対象者が少なくとも、私どもが把握している上では90パーセントを超えているんじゃないかと思っております。ですから特例処置が特例ではなくなっているということです。

○辻委員：さっき単なる行き違いでないかというか、コミュニケーションの問題でないかといったんですけど、今説明を聞いていると、それは正に審議会にかける主旨そのものに、何故審議会にかけて精鋭的にやっていこうかという主旨に反する運営ですよ。たまたま、例として上がっていた団体があったとか、なかったとかいう問題じゃなくて、また機会がありましたら発言させていただきたいと思います。やはり、その関係している当事者の方々がこの市民参加制度という審議会にかけておきながら、しかもこういう主旨で出しておきながら、しかしそれと全く違う実態になったと、僕はそこの認識の問題だと思いますね。それは非常に根深い問題で、私が当時言ったように、制限的だったのかいというのはまったく異質な問題になっている。

○酒井委員：減免を決める権限は市長部局と教育委員会部局との2本立てになっているのですか。

○事務局：個別条例上はそうなります。条例自体は市長しか制定する権限はございませんですけど、各規則になりますと、規則は教育委員会の方で定めることができますし、市長部局もそれぞれ条例にぶら下っている規則を定めます。

○酒井委員：そうすると、ここについての個人的に聞いている話は別として、必ずしも私が聞いた範囲内では、体育協会の運営について非常に不安を持っている市民を数多く私は耳にしているんですよ。それは何かというと、いわゆる運営のずさんさとか、本当は指導する教育委員会自身が過去のしがらみの中で、まあまあ主義でもって運営されている。この場合、私の知っている、ごくわずかですが、市民は必ずしも体育協会が非常に公正に、公平に運営されるとは見ていない。そういう中で、減免の権限が市長部局と教育委員会部局とがお互いにその権限を持っていれば、片方のしがらみの中で、まあまあという形で流されてしまう。単純な意見になりますけど、おかしいものは切らなければいけない。それをいつまでも困った困ったではなくて、教育委員会が勝手なことをやっているならば釘を刺すべきである。そしてやはり石狩市の減免措置というのは公共施設を含めてこういう形でという、すっきりした形でなければ、多くの市民の賛同は得られないと思いますよ。

○佐藤会長：中身の問題もありそうですけど、ここはどちらかと言えば、市民参加手続のを中心にして審議をしていかなければいけないと思うんです。とは言え、中身も若干気になります。規定の傍線を引いたところが良く分からないんですね。例えば、その他教育委員会が別に定める全市的な団体というのがありますが、(5)になりますと、教育委員会が別に定める団体とあって、さらにその下の方に行きますと、公益性が認められる場合で教育委員会が別に定めるものとあります。それぞれ別に定める規定はあるんですか。3種類ありますね。別に定める全市的な団体というのと、教育委員会が別に定める全市的で

ない団体、公益性が認められる場合で教育委員会が別に定める、3種類があります。さらに2号の構成員が8割、これはしかし構成員が8割以上というのはもうほとんど形式的ですから余り考えなくても良いのですが、この3つは実は同じように書いておりますが、しかし違うことを想定していますよね。規則上は同じであったなら、3つに分ける必要はない。

○志摩副会長：先ほどの野委員の発言ですが、行政側としてはこれについては決まった経過が不自然といいますか、拡大解釈のきらいがあるし、実態として1割位しか減免を受けない対象という利用実態となれば、そもそも本来の主旨から反するというので、時間がかかるけど、また見直しをいたしたいというお話がございましたが、行政としてはそういう方向で行くんですね。

○野委員：所管としてはやはり、これは自然ではないと認識しておりますが、ただもう一旦動き始めて、公の使用料として動き出していますので、それを次の瞬間に変えるというのは中々難しいことではありますが、やはり基本的な（元々の）考え方に基づいて、是正してもらおうという動きは所管としてはやっていきたいと思っています。

○佐藤会長：社会教育委員会の会議についての説明だと、予算について、わざわざ市民の方からだと思うんですが、委員の方から心配されて、予算措置で困ることはないかという質問に対して、使用料の減免措置なので歳出面で直接影響の受けることはないということですが。予算は歳出だけでなく入る方もあるんで、予算全体としたら必ず影響があると思うんですけど、こういう発言をするというのはいかがなものかと思うんですが。予算というのは歳出だけではないので、入るべきものが入らなければ影響を受けるということですが。この辺りがちょっとね。

○事務局：市長部局の説明書というか、ペーパーしかなかったんですが、これは教育委員会を市長部局に置き換えればよいと思うんですが、その他教育委員会が別に定める全市的な団体この部分ですね。先の2団体のほかにも教育関係団体で全市民を対象とする目的で設立された団体、これは具体的に私は分かりません。これらの団体が主催する場合において、文化協会なしは体育協会が主催する場合と公益性と差異がないためということです。全市的な規模で全市民を対象とした目的で設立された団体のことをいいます。（5）前各号に掲げる者か、教育委員会が別に定める団体を使用する場合。これは学校のPTA等の場合を想定しているようです。一番最後については調べが付きません。

○佐藤会長：これは元からあったんですね。新たに加わったのではないですよ。これを使えばざるですよ。一番下の7項の1号を使えば何でもできる。

○事務局：このタイプの規定の場合は、私法制サイドは余り詳しくはないのですが、例外中の例外のケースですが、突然きた時にどう捨るかということで、あらかじめ、あだなやたらとこれはやってはいけないとかいう不文律規定的なものがある場合、市長部局ですと、その他市長が認めるものというものなのかなと思います。

○佐藤会長：そうだと思うんです。

○事務局：ここに教育委員会がいませんので、今言ったことを忘れずに次回までに整理します。

○佐藤会長：その辺りはもう1回教育委員会サイドにもお確かめいただいてご説明いただくことにします。その他この(3)の公共施設使用料について聞いておきたいことがございますか。今日お答えいただけないかもしれませんが、よろしいですか。これはもう少し教育委員会サイドにも確かめていただいて、あとでまた説明いただくということにいたしまして、それ以外のところでございますでしょうか。

○志摩副会長：資料4で、感想に近いのですが、審議会の8ページから10ページにかけて各審議会の傍聴数が載っています。これは必ずしも人数の多少にはよらないと思いますが、やはり審議会意見について市民参加という主旨から、これらの審議会の情報の公開性が多少薄く、そしてPR不足なのかなと思います。圧倒的にゼロというのが多いものだから、気にかかるという感想です。

○佐藤会長：ついでに言いますと、網掛けが公開会議の公表をしなかったケース等とありますが、予定を公表しなかった理由が何かあるんでしょうかね。

○事務局：13番と番号をふっておりますが、特別土地保有税、本来的にはこれは原則公開という審議会ですが、事業活動情報などが出るので非公開としたケースです。それ以外の部分については運用マニュアル的なものを定めて、その中で市民参加担当の方に情報を寄せられて、例えばあい・ボードで複数の審議会がございますので、私どものところで一括してリストアップをすとか、そのようなことをしているのですが、その中でこぼれてしまったということです。

○佐藤会長：10番、市民の声を聴く課が担当する男女共同参画委員会が何故か網がかかっておりますね。

○事務局：これは3月28日開会されていたという事実を知ったのが、その会議録の時の、

6月3日というのは今年度に入ってからのことです。会議録の提出があって、その時に知り得た事実であります。

○佐藤会長：これはそういうことで分かったのですが、どうしてそういうことになるのでしょうかということです。手続が守られていないということですね。

○事務局：平たく言うとそういうことです。

○佐藤会長：1回目や2回目は知らされていたということですね。

○事務局：はい。いただいております

○佐藤会長：3回目だけどうしてですか。

○事務局：何回か公表しなかったケースでも比較的1回というのが多いですね。条例が施行されたばかりということで、未だこう説明できるんですが、3回目っていうのはちょっと分かりませんね。

○辻委員：機会があればと思っていたんですけど、市の職員の方のアンケートの中に、市民参加制度は本当にやると仕事が増えて、その割には色々な市民の声を聞くといっても、そのことによって仕事に対してははっきり具体的なメリットを感じていないという部分がアンケートその他強く感じますね。そのアンケートの中で、もししないで済むならやらないでおこうかと思うようになりますと書いてあるんですね。やはり、そのことが影響していると思うんですね。自分のところだけでなく、他にもルールがあっても、ルール守らないで済むという、その方が仕事をはっと運んで、やらなかったからと仕事の質がそんなに落ちるかと言えばそうではないと、そう考えて、このケースではそう考えたか分かりませんね。そういう関係がずっと全般的にあると思うんです。もし、それは断片的なことなんですけど、この審議会で14年度を総括・評価するならば、そこら辺りだと思うんですね。一般に市民参加でおかしな市民がどんどん早く関心を持つと言ってもそうなりませんから、そうなった時にどっから手をかけていくかと言うと、やっぱり市役所の職員の方、それから我々審議委員会の委員、そういう形で参加の場が与えられている人間、それがどう変わっていくか、僕は酒井さんの前回の発言に啓発されてるんですけど、僕はそこら辺りが評価の中できちっと浮かび上がってくる必要があると思います。ちょっと断片的なところだけ話したら、あれかもしれません、そういう形で、市民参加に対しては決して石狩市は非常に形としては進んだと思うんですよ。問題は実質的に効果が上がる運用をどうやっていくかということになった時に、必ず一般論として出てくるのはどこの市町村の市民

参加だって、金がかかる割に効果が少ないという、何んだやっつけているかという、だいたい少なくとも僕が目にした反論がほとんど今回のアンケートに明確に出てきていると思うんです。それはある意味ではそう現在の時点では奇異な状態ではないですけど、端的に言うとなんか形は別だけど、これから本当に実際に保ってやっつけていられる言った時に、市の方とか、現に関係して、場が与えられている方が。ちょっと審議会だって、行政にとって審議会にかけて本当にありがたいなものにならないと、ルールがありますし、やっぱり手続上、ですから、現実には議会に説明が楽だし、市民にエクスキューズができる、決裁取るのも取り易いという現実にはそう感じているわけですから、そこらのところの問題を浮き彫りにするべきではないのかな。

○佐藤会長：おっしゃるとおりだと思いますが、この資料4の10の、どうして3回目だけ会議予定が公表されなかったのかというのが、他にも30のところの農水産のところにも3回目だけが予定を公表していないですね。他を見ますと、1回目であったり、今説明いただいたように、がんばってくださいと何となく理由が立ちそうなんですけど、3回目だけ何で公表していないのか非常に気になるんですけど、この辺りはできれば担当の方から理由を聞いて、次回にでもお出しできればと思うんですけど。

○事務局：次回までに整理します。

○志摩副会長：市民参加に関する市職員資料、49ページの資料10ですが、やはり市職員がアンケートに対しても、前に能村委員さんからご指摘があった全回答率が19.8パーセントとなりますと、全体の部長職、課長職の回答数がここでは3、18となっています。行政のリーダーシップを取る業種が仮に2割とすれば、それは相当深刻で、当初市長がおっしゃったように、市民と協働参加で、パートナーシップで取り組み、より良いまちづくりをしようということが偽りとなります。是非、高率的な回答率があつて、行政内部では、部課職員については、悪い例ですが、省けてもいいわというふうに解釈します。今後行政のレベルアップを図っていくという意味で、部長職、課長職が積極的な立場でリーダーシップを取って、市職員自ら市民参加制度に対してもリーダーをするという行政の姿勢を私は期待をしたいと思います。

○佐藤会長：他に何かございますか。

○酒井委員：先ず資料の11ページですが、先ほどこちらの中に、予定公表の状況として50パーセント、20.8パーセントの未公表率が触れられています。個人的な印象として、平成14年度ですか、107つの事業評価について内容を分析してきましたところが、ざっくりばらんに言って、教育委員会が一番市民参加についての熱意というか、意識が非常

に弱いという印象を受けておりました。ところがこれを見ると、やっぱりその面が10.8パーセントという形で出てきている。先ほどの教育委員会の社会教育の問題と含めて石狩市の教育委員会に問題があるのではないかと。何故かと言えば、教育委員会が一番用意しなければならない部面の、新聞なんか見ますと良く分かります。今、日本の国の教育の中で、学校教育が何を一番しなければならないかという、学校をいかにして開かれたものにするか、学校開放をするかということです。何も学校の施設だけを開放するのではないです。ところがどういうわけか、そういうことについては教育委員会は一切触れない。そしてあいも変わらず、一般にくる日本全国と言われる秘密性が教育委員会は持っているのではないかと、だから悪く言えば、まるで他人事は分からないでね、教育委員会の今までのしがらみの中で埋没するという事は、これは子どもの教育を担当している部局だけに、気が付いた時に徹底的にこの辺りを究明しておかなければ、石狩市のレベルが疑われるということになる。そういう点で、石狩市の親というのは報道によると実は一番教育に関心があるはずの親は実は何も教育に関心がないのだと。その証拠に学校の授業参加を見れば分かる。教育のことを親は全然考えていませよと、自分の子供がどういう発言をするかそれだけなんだという指摘が出ています。責任の一端も教育委員会にあると思う。あるいは学校にあると思う。PTAだって、学校運営協議会といふように開いた学校の形のものがPTA運営協議会として、前と同じようなものでやって、親が気が付かない、学校は気が付かないわけではない。気が付いていても知らん顔している。こういう1つの事態があるのではないのか。これ個人的ですよ。そして49ページです。これは市職員のアンケートになっていますから、これは教育委員会にこだわりませんが、この中で問題だと思われるところはまるで事業評価を分析していった時とまったく同じ傾向のことが、このことは問題部分として指摘しておいたことがあらわに出てきている。例えば、先ほども1つありましたね。お墨付きのことが。これはおかしいなとやはり行政の方でも気が付かれています。それから考えようによっては、実施段階で市民の抵抗、反発が軽減できると考えているのが比較的多い。こういう感覚だったのかと今更ながら思い出さす。何故かと言うと、市民参加について全然そういうような考え方がないと回答しているのがものすごく多いからですよ。これはその一つはよく事業評価の中をチェックしていただければ分かる。だから理屈はいいけれど、実際はだいぶ乖離している。そして、最後に決定に対するお墨付きも、その他の内容の中で、計画策定で市民参加が必要だけど、実施に係る市民参加の方がより必要とこういう表現がある。やっぱりなあと思う。もう露骨に出てきている。市民参加のところで、市民参加とは市民をより多く導入することだと考えている。ボランティアという名の下で、ただでもってどんどん動いてくれればいいと思っている。だから僕は皮肉な言い方をしておりました。それは何かと言うと、かごに乗る人、担ぐ人だ。そうわらじをつくるのが市民なんだと。そういう意識が無意識の中に行政の中にあるというふうに私は思わざるを得ない。そして、先ほど説明ありました、Q4の効果はコストを下回るという表現がある。これはある意味では当然なんですよ。今まで相手にしていなかった市民という不特

定多数の声をより多く入れようとするならば、当然財務的な諸費がかかるのが目に見えている。しかし今まで自分達の市でやってきたことが、市民主体の行政に移るという場合に、このコストを恐れては困る。むしろ市民参加をしていない色々な事業における行政コストを今度の事業評価の中に徹底して入れて欲しい。各事業について。そうすると私は市民参加のためのコストというものが重要であるか、重要でないかということが段々分かってくるのではないかと思います。

○佐藤会長：今、いくつかの論点を示されたかと思うんですが。最初の論点、教育委員会が余り熱心ではないということなんですが、検討を要すると思われる手続の事例の中に出ています、4番目、5番目、農業委員会なんですね、やはり。若干市長部局から離れたところの職員の皆様方だと思うんですが、もしかしたら市長部局よりも意識が低いのかもしれない想像できるんですけども、市長部局の方も、必ずしも全ていいというわけではない。もう一度その辺り、職員の皆様方に対する意識啓発をしていただかないといけないのではないかと思いますね。それと2番目のアンケートの問題ですが、なかなか設問をつくるのが難しかったのかなという感じがございまして、例えば、今出ましたQの4ですか。コストっていうのを恐らく回答者によって受け止め方が違っている可能性がありますね。その辺りはこれだけからは判断しづらいものがあると思います。正確にいうと。ただ見ようによっては、上回るという人とほぼ同じというものを合わせれば、かなりの数になると見れるので、効果はコストを下回るという部分多いですけども、コストが具体的に、例えば金額で表れるような、返って予算が多くかかるというふうに考えている人もいますけれども、一方、自分の仕事が若干面倒くさくなるというのもコストと捉えている向きもあって、その辺りがちょっとこれだけでは若干分らない部分がありますので、何とも言えないですね。だが、いずれにしても職員の皆様方にももう少し市民参加についての意識を持っていただく必要があるのかなと思います。他に如何でございましょうか。この辺はよく分らないから説明してくださいという質問でいいんですけども。よろしいですか。

○能村委員：私が最初引っかけた、たった2割なのかなってところをうまく志摩委員さんによく聞いてもらいましたし、結構ショックな数字でした。それとやっぱり先ほどの話しで、教育委員会のやり方にショックを受けて、それだったら南線小学校の学区の方の時は根本的に最初の地域から考えるという話しは、いや審議会のそういう答申がなかったからという話しで却下されていたんだよねあと思いながら、あれ一つという印象がありました。

○酒井委員：アンケートは非常に丁寧に記録されてきているわけですけど、アンケートの結果処理の方法は一考を要すると思います。というのはこれがいけないと言ってるわけです。これも基本だと思いますから自由だと思います。ただし一体何か問題かということと発展

性を考える場合に、これは当然事業評価などでもって問題にされていることですが、標準的な指標を作成することに努力してもらわなければだめではないのかと。お分かりだろうと思いますが、例えば先ほどの税率の問題であれば、一体何でもって評価するか。それは公平性を目標にしながら強化していこうと、あるいは公正性でもって評価していこうとか、これについては価格の面から見ていこうとか、これは政策そのものの質から極めていこうとか、いくつかのそういう指標を作らなければ、こういう評価は発展的に活用できない。調査をした、アンケートをした、その結果を忠実にやっていく、これも基本になんですけれども。そして、次の段階で共通する一つの視点が当然出てくるわけです。職員の、行政職員に対する態度とか、接客方法などに対する意見だとか、あるいは、政策の中身についての問題だとか、いくつかの指標というものを作っていただければ非常にいいんじゃないのか。特に取扱い使用料などの問題が非常に多かったです、その辺は常識的に考えれば、キャッシュフローを作るということを原則に各事業でやってくれなければ、こういうふうなことになってくるんだと。

○佐藤会長：その辺りは事業評価の方でやっていただいて、ここは参加の手続的な側面を主として審議していきたいと思います。このアンケートなどを取っていただいて、その中で、我々、あるいは担当部局が想定していることと違うような結果が出ますと、それはそれでおもしろいというか、なるほど、そうなんだということが分って、ではある面で欠けているとすれば、そこに何らかな力を入れていこうという方向になるために恐らく集計されたんだと思いますので、今のアンケートの結果、そういった点が欠けていたようだとか、想定がちょっと違っていたということがありましたら、またあとでご検討いただいて、今のところは若干整理がうまくできていないということもあろうかと思いますが、少しご検討をいただいて、そういうところがあればお出ししていただければいいかなと思います。

そこで、今後、前回の審議会でも出ましたけど、いわゆる建議をしていこうということになって、前回の辻委員、酒井委員から意見を出していただきました。辻委員の方からパブリックコメントの手続を積極化していくとか、あるいは審議会の活性化とか、その他にもございますけど、そういう方向のご意見でございます。あるいは酒井委員の方からは今の審議会の運用の改善、具体的な、例えば公募の比率を高めるとか、そのような方策が出されております。こういうことも踏まえて、また今日いただきました諮問は昨年度の市民参加実施状況について評価せよということでございます。我々の任期が12月15日までです。それまでの間には何回か会議を開きまして、実際に今日いただいた諮問への答申というのと、諮問をいただかなかった事項についても、当委員会で検討した部分について建議書を出すとか、これは前回合意をいただいているかと思いますが、そうしたことの中身を少し検討していかなければならないと思います。今日諮問をいただいたのは前年度の参加状況を評価せよということであり、今日も既に何回か出てきていると思います。

ので、そういう点を少しまとめて文章化していきますと、あらあらの答申書が次第にできあがってくるのではないかと思います。また、建議書につきましては既に辻委員、酒井委員から出されておりますような問題点を少し整理と言うか、まとめていきますとある程度でできてくるのではないかと思いますので、本年度第1回目ですので、再確認ですけど、我々の任期終了までに、一つは今回いただいた諮問の答申をいたしますということと、それに加えて新たな問題についての建議をしていくということを先ず確認したいと思いますが、よろしいございますか。そのように今後進めてまいりたいと思いますが、そのような主旨で、8時半まで若干時間ございますので、今日お出しいただいた資料についての評価、先ほど、何回か質問しましたようにまだ完全な回答がないので評価しづらいところもありますが、他にお気づきの点がございましたら。

○辻委員：今、会長の方がおまとめいただいたようなことで賛成でございます。なお、今日いただきました諮問、つまり14年度の評価というのは15年以降の建議にそのまま結びついていくこととなります。ですから、この2つは恐らく少なくとも私の頭の中では、各委員どうか分かりませんが、結びついていくんじゃないかというふうに思うものですから、無関係ではないので、そういう進め方がよろしいと思います。それから、市民参加というものを実際やっていく時に、参加条例で目的が明確になっておりますけど、この辺りで一回市民参加という場合にその目的に戻って、あるいは市役所サイドで市民参加で何かをやる時にはその目的に照らして、原点をもう1回確認する必要があるんじゃないでしょうか。これは審議会についてもそう思います。その点について、先ほど酒井委員の方からお話しありました中で、今回の発言ではなくて、前の発言について、8割方というか、2割というか、1点だけ、今後そこところは問題になってくるなあとと思いながら聞き取っております。そのことを含めてお話ししますと、やっぱり市民参加というのは目的のところにあるように、市民がもっと知恵とか、経験とか、感性をまちづくりに活かすところにいるわけですね。これはまさに企画の段階なんですね。それから共に考えて、その躰に向けて協働すると言っているわけです。と言うことは、ここから僕流の解釈なんですけど、独自性のある総合的な地域社会の形成のため市民のノウハウや感性を入れて、それから市民、行政が一緒になって、そして市民も汗を流して、いいまちづくりをしていきましょうということが謳われているような気がするわけであります。その背景はあれもこれもということがもうできなくて、あれかこれかという時代になってきたら、市民の意見を無視して市民のためになることは余りできない、つまり選択を求めなければならない。

それから何でも行政依存ということは限界がありますことから、まちづくりには市民はパートナーにならなければならない。もう一つはそれと関連して建議書としての行政参加と言うことばかりではなくて、有効な行政資源、つまり税金を納めるということだけでなく、知恵も手足も出してまちづくりをやりましょうというのが私流のこの第1条の解釈なわけです。そういうふうに考えますと、僕はやっぱり2割だけというのは、かごを担ぐ

人何とかという表現がありましたけれど、僕はやっぱり行政にしてみたら、皆が動いてくれよという気持が相当強い。こここのところを受け止めざるをえないのではないか。そういう関係で市民参加を考えなければならないのではないかというふうに感じます。先ほども言いましたけれど、企画、実施をチェックするという行政評価の問題点を今回の資料は非常に問題点を写し出していると思う。ですから、私どもの態度としてはこの一部分に余り固執する、当然必要なんですが、そうではなくて、むしろ、今回出てきた資料全体を通じて、どういうことに焦点を当てて、どういう問題意識でやっていくのかということ、それは先ほども言いましたように、ほとんどこのまちでも市民参加における批判なのですね。今まで。それではその部分について、僕は行政の担当者、それから市役所の人方が本当に苛々したものが市民参加制度に対してあると思うんですね。それからものすごく市民の方にも欲求不満があるのですね。その時に僕が先ほども言いましたけれど、行政にどう関係があるんだと、非常に失礼な発言になりますけど、意識改革がないと市民参加性が実効が上がらないと思います。それでは市役所の人たちがどういう意識改革が必要なのかという議論までいくのではないかという気がします。正にそここのところが民間の、市役所外部のセンスとか、感覚が入る重要な部分だと思います。それだけに役に立つような市民参加が普段の段階からできるようになるべきだと思うんですね。それから実施の部分では、僕はやはり市民協働というものを相当強く浮かんでくるべきだ。それから、最後のチェックという点では、チェックする能力を持つ人間がチェックしなければならない。能力というのは特定という意味ではありません。誤解にないように。そういう視点を持ってチェックしなければならない。そして、それについて市役所の方もそれを受け止めて、良くしたい。中身は色々ありますけれど、何故それを言うかと言いますと、それは全部端折りますけれど、そういうことが必要ではないかと強く感じます。その意味では、今回のこの会議に出されたデータは非常に貴重なデータだと考えます。

○佐藤会長：ありがとうございます。能村委員。

○能村委員：そのデータの中を色々読んでいて、公募の委員の資質のこととかに触れている部分があったんですよ。それを読みながら思ったのは、公募の審議委員に何を求めているのか、何が求められているのかがよく分らないなど。私は現場の声をこういう場に出せることで、より現実的なことに計画がなっていけばいいなという思いで参加していたんですね。当然ながら知識が、公募の方でも知識があったり、前に色々な経験があって参加している方もいると思うんですけども、例えばそういうことというのは実はよく見えないなと、そういうのも一つ、市民の人が審議委員って何なのだろうとか、公募委員に何を求めているんだろうということを知ったらどうかなと思いました。そういうことによって、例えば広報で呼びかける言葉が変わってくるのではないかなと。例えば環境の審議会の場合を見てみたんですけど、石狩市の環境政策について思うことを400字とか8

00字で埋めなさいと書いているんですけど、もっと現場の声でいいのだというのであれば、「環境にどんな思っていますか」というぐらいのもので、それを紙1枚にどうぞと、字数の制限も別に必要ないんでないかと、それによって敷居が低くなったらどうなのかなとか。それからこれは市役所の方の意見からも、一般の市民の方からの意見もあったんですけど、いわゆる声の大きい人の意見が反映されやすくなって、「サイレントマジョリティー」の人達の意見はどうなるんだろうとか、それから多くの審議会をかけ持ちしている人の意見だけが反映されて不公平だと書いている方もいらっしゃるんですけど、皆自分の中の時間を裂いて、これが大事だと思って、ある意味、一生懸命前を向いて参加している人がこういうふうにとられてしまうというのもあるわけだというのは、その人は自分で応募してみたのかなとか思いながら、市民参加自体を市民自信が足止めしているような部分を感じたので、皆が敷居を低くしてもっとラフに参加できる具体的な方法をもっともっと探して見たいなと思いました。

○佐藤会長：ありがとうございます。大変重要な点であると思います。公募の審議会委員に何をしていただければよいのか、なかなか難しいですね。私も今言われてなるほどと思ってしまいました。他に何かありますか。今の答申や建議に関わらずありますか。

○志摩副会長：22ページの資料6ですが、項目(2)の委員の選任等に関する自由意見が出ています。委員報酬の引下げですが、是非どこの審議会がいくらということではなく、行政の財政難ということから、審議会の委員の発言として、やはり厳正に受け止め、検討に値する指摘だということで、下げる方向で議論していただきたいと思います。

○佐藤会長：これは前に行政改革委員会でやったらどうかと話ししたことがあったと思いますが。どう何でしょう。

○服部委員：安くなったんですね。審議会手当は。

○事務局：あとでご報告しようと思いましたが、日当は廃止しました。

○服部委員：それでワークショップとか市民が簡単に参加できる時にお茶も出ない時とかその辺そのなんか飲みながら意見が出やすい雰囲気というのか、交通費がでなくても。

○事務局：言ってることよく分ります。

○服部委員：担当の課とかなどで違うと思うんですけど、あと団体から推薦してもらう時の人選にもっと、環境審議会の人を書いているんですけど、全然出席しない人だか、何で自

分がそこにいるの分らないとか、ただ役職で出てきているというか、もっとその審議会に関連ある人を推薦してもらくなり、地域の人でも、町内会でも、市民参加の原点は町内会だと言うんですね。ですから、もっと町内会の役員でもいいし、班長さんでもいいですし、そういう人が入るような形というか、それだと要するに皆が参加できるというのか、回り順でいってれば、班長さんだったら出られるとか、そういう当番制というとな変ですけど、皆が参加できやすいような公募にしる、何にしる、やっていただきたいと思います。

○辻委員：僕も町内会役員のそういうご意見を、前にも出しましたが、ただ審議委員が皆が回り番という訳にもいかにないだろうと思うんですよね。そうすると、審議会によって、さっき誰かが何に期待されるのと言われましたが、期待が違うんでないかと思うんですよ。そうすると、できるだけそういう形で多くの人を吸収すると同時に、つまり僕の言いたいのは審議会の性格、つまり何を目的にして、それでは何を狙って審議会に参加するのかという違いから、人選する団体とか、そういうものが全部変わってくるではないかと思うんですがね。今はややそれは事務局が悪いかもしれないが、画一的に、特に問題となっている市内の団体代表というのが画一的になっていると思うんですよね。本当にこの審議会、この団体がどの関係を持つのかというのは分らないというのが正直ありますよね。

5. その他

○佐藤会長：今のような論点があいくつかというのは答申というよりは建議の方に行くのかなという感じがいたします。そういったところで、少しまたまとめていきたいと思います。まだまだ答申並びに建議について、ご意見あろうかと思しますので、今日で終わりということではなくて、引き続きあと何回か会議を開いていきたいと思います。今日はそろそろこの辺で時間も迫ってまいりましたので、次回の日程ですね。これと先ほどちょっとお話しがあった日当の廃止についての報告が事務局からあります。

○事務局：服部委員の方からお話しいただきましたけれど、実はご報告しなければならぬことがありまして、昨年度までは委員報酬のほかに日当というものがあった、そのほか交通費相当額の費用弁償とかがあったんですけど、日当が、含めて廃止になることになりました、誠に恐縮でございますが、今年度から日当についてはお振り込みなりませんので、その点ご容赦願いたいと思います。次に次回日程ですけど、できましたら8月中に開催をさせていただきたいと、できましたらお盆前がよろしいのか、お盆後がよろしいのか、資料要求もございましたけど、この部分をこの場で諮っていただきたいと存じます。

○佐藤会長：お盆前は私は居ないからだめです。せめて18日以降ですね。

○事務局：それでは8月18日以降ということで、この場で決めることは難しいですね。

○佐藤会長：未だ私の方は夏休みでございまして、いくつかの日を除けば、たいがい空いております。18の週でもその次の週でも。夜ですもね。29日はだめですけど。

○事務局：18日以降で8月中の中で再調整するというにしたいですが。

○佐藤会長：結構でございます。それでは第2回目は8月18日以降、8月中ということで開催したいと思います。これで他に特に事務局からありませんね。他の皆さんもありませんよね。

6. 閉会

○佐藤会長：それでは今年度第1回目の石狩市市民参加制度調査審議会を終わりにしたいと思います。どうもご苦労様でした。

平成15年9月 日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会
会 長